

盛岡市監査委員告示第 20 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成 24 年 6 月 15 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
同 藤 尾 善 一
同 佐 藤 敬 三
同 川 村 幸 子

第 1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は玉山総合事務所である。うち，次の部課等を実地監査の対象として監査を実施した。

実 地 監 査 対 象 部 課 等	監 査 実 施 年 月 日
玉山総合事務所 総務課，健康福祉課，建設課	平成 24 年 4 月 27 日から同年 5 月 10 日まで
浜民勤労者研修センター	平成 24 年 4 月 27 日
薮川出張所	平成 24 年 5 月 9 日

第 2 監査の範囲

平成 23 年度の事務の執行

第 3 監査の方法

実地監査の対象としない部署においては，平成 24 年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48 盛監発第 24 号）に基づき提出された監査資料について，実地監査の対象とした部署においては，同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書，会計帳票，証拠書類，現金の出納保管並びに財産，債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について，事務の執行が法令等に基づき，適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き，一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し，通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに，必要に応じ，その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第4 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

I 玉山総合事務所

総務課

【指摘事項】

- 1 好摩地区コミュニティセンター使用料について、指定管理者が使用者から徴収した全ての使用料の納付が遅滞していたので、徴収後遅滞なく納付するよう、適正な事務の執行を求める。
- 2 料金後納郵便の発送に当たり、決裁を得ていないものが6件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが2件見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 盛岡市自治会運営費補助金の精算に当たり、補助金の使途内訳が明らかでないものが見られたので、適正な事務の執行を求める。

健康福祉課

【指摘事項】

- 1 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが3件見られたので、適正な事務の執行を求める。

建設課

【指摘事項】

- 1 道路幅員証明書交付に当たり、道路幅員証明願に貼付された収入証紙を消印していないものが見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが2件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について、時間外勤務手当が支給されているものが1件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続を行うことを求める。
- 4 市道維持管理補修業務委託（単価契約）に当たり、全ての工区において補修箇所
の決裁に係る文書及びそれに基づいた指示に係る文書が作成されていないので、適正な事務の執行を求める。

市民勤労者研修センター

【指摘事項】

- 1 市民勤労者研修センター使用料の収納について、使用者から徴収した使用料の納付が遅滞しているものが5件見られたので適正な事務の執行を求める。